

古仁屋高校生徒心得

令和7年2月1日現在

1 生徒心得（校則）の意義について

生徒が健全な学校生活を送り、よりよく成長・発達してするために設けられるものである。本校の校訓「自主自立、敬愛和協、明朗端正、勤勉誠実」を踏まえ、教育目標を実現していく過程において、生徒の発達段階や学校、地域の状況、時代の変化等を考慮し制定している。また、学校教育において、社会規範の遵守について適切な指導を行うという教育的な意義にも期待している。なお、その在り方については、生徒や保護者等の学校関係者からの幅広い意見も参考にした上で定めていくことが望ましいと考えている。

2 校則の見直しについて

本校の教育目標、生徒指導提要等に照らして適切な内容か、現状に合う内容に変更する必要があるか、また、本当に必要なものか、絶えず見直しを行うことが求められる。その見直しにあたっては、生徒総会やPTA総会といった場において、校則について確認したり議論したりする機会を設けられるように努めていく。

例えば、本校では以下のような取組により、校則に向き合う機会を設けている。

○各学級で校則や学校生活上の規則で変更してほしいこと、見直してほしいことを議論し、生徒総会の議題として提案する。

[見直した例]

生徒総会や職員会議を経て、令和4年度から、髪型について男女共通のルールに変更となった。

○入学予定者等を対象とした説明会において、校則の内容について説明する。

○HPで校則を公開する。

○学校評価アンケートにおいて、現行の校則について、時代の要請や社会常識の変化等を踏まえ、見直しが必要な事項について意見を聴取する。

3 基本的な学校生活について

(1) 頭髪・服装容儀については、全体指導・学年指導を各学期に2回実施する。またSHRや授業等においても常時確認していく。

(2) 校内へのスマートフォンや携帯電話の持ち込みは届け出制とする。校内に持ち込む場合は、必ず手続きをすること。

※ 登下校時の緊急連絡用としてのみ認めており、基本的には学校生活に不必要なものと考えているので生徒が学校内にいるときの緊急の連絡は学校への連絡となる。

(3) 午前8時30分までに登校し、遅刻をしないように心掛けること。

(4) 病気等で欠席・遅刻する場合は、必ず保護者等が午前7時から午前8時30分までの間に学校へ連絡すること。早退が事前に分かっている場合、早めに担任へ申し出ること。

※ 遅刻した場合は、入室許可願を提出した後に教室に入ること。

(5) 登校後の校外への外出は、原則認めない。外出する際は、担任等に許可を得ること。

(6) 貴重品は各自で責任を持って管理する。心配な場合には、学級担任に預けること。

4 服装について

服装はその人の人格を象徴するものである。端正・清潔を旨とし、本校生徒としての品格を保つように心掛ける。

(1) 登下校の際は本校が指定した制服を着用する。なお、部活動等で登下校する際は、部活動着を着用しての登下校を認める。ただし、特別な事情がある場合には、事前に届け出て許可を得る。

ア 本校が指定した制服を着用する。

制服はスラックスタイプ又はスカートタイプからいずれかを選択して着用し、スラックスはノータックタイプ又はワンタックタイプの中から選択できる。ただし、スラックスタイプとスカートタイプを組み合わせ着用することはできない。

イ インナーは必ず着用し、ポロシャツまたはブラウスや半袖セーラー型上衣から出ないもので、色は白・黒・紺・灰色とする。(派手な模様等の入ったものは認めない)

ウ 靴は黒革靴または白または黒を基調とした運動靴とする。

エ 靴下は白・黒・紺・灰色とする。長さはくるぶしが完全に隠れるものとする。(ワンポイント可)

冬季には、防寒のため、黒又は肌色のタイツを着用してもよい。

オ ベルトは黒・茶系色の無地とする。

カ スカートは膝にかかるものとする。

(2) ピアス・化粧等は禁止とする。

(3) 更衣の時期は特に設定しない。ただし、文化祭終了後から4月末日までの期間における儀式(終業式

・始業式・卒業式・離任式・入学式)では冬服を着用する。

5 頭髪について

本校生徒としての品位を保つようにこの規定を遵守する。特に、進路活動や校外活動時にふさわしいかどうか自覚する。

(1) 頭髪は次のように定める。

ア 前髪は眉より出ないようにする。

イ 後ろ髪は肩までの長さとし、それを超える場合は必ず髪を結ぶ。その際は、後ろ髪をすべてまとめて、横髪も一緒に結ぶ。髪を結ぶひも、ゴムの色は黒・紺・茶色とする。

ウ 眉はうぶ毛やむだ毛のみ処理を認める。ただし、眉の形を変えたり、眉自体を薄くしたりすることは認めない。

エ パーマ・染色・脱色・奇抜な髪型等は禁止とする。

(2) その他

高校生活を送る上での特殊な事情などある場合は、学級担任へ連絡・相談する。

6 問題行動防止について

(1) いじめは絶対にしない・させない・許さない・周囲に相談するという意識を持つ。

※ 毎月1回、いじめの実態調査アンケートや自分自身の行動を振り返るチェックシートの記入を実施している。

(2) 夜間外出は午後8時までとする。これ以降は保護者同伴で外出し、午後10時までには帰宅すること。

また、無断外泊や深夜徘徊は一切禁止する。

※ 午後8時以降の活動や習い事等に参加する際は、夜間外出届書を提出する。

※ 問題行動の多くは、夜遅い時間帯に校外で発生している。夜間の出歩きが深夜徘徊となり、様々な問題行動につながる事例が多いため、安易な夜間外出は慎むこと。

(3) 飲酒、喫煙（加熱式たばこ・電子たばこも含む）、窃盗、薬物乱用などの法律で禁止されている行為については、絶対にしてはならない。

(4) スマートフォン、ゲーム機などインターネット接続機器の取扱いには十分注意する。積極的にフィルタリングや家庭内ルールを設定をする。

7 交通安全について

- (1) 自転車通学を希望する者は、通学許可願を提出し、通学許可証（ステッカー）を自転車の所定の場所に貼ること。
- (2) 手安・清水・阿木名以遠の者で、通学のために原付免許の取得を希望する者は、受験許可願を提出し、保護者、担任、係と面談すること。取得後は、通学許可願を提出し、通学許可証（ステッカー）を貼らなければならない。また、安全面を考慮して、原付使用は最低限に留めるように努めること。なお、1年生の原付免許の許可は、夏季休業中から取得可能とする。
- (3) 交通法規を遵守し、二人乗り、無免許運転、速度違反などは絶対にしないこと。
- (4) 自転車及び原付には必ず施錠し、防犯登録をすること。

8 アルバイトについて

- (1) アルバイトは長期休業中に限り認める。許可制なので、希望する場合は必ず手続きをする。
- (2) 平常日（平日・土日・祝日）のアルバイトは原則禁止とする。
 - ※ 経済的理由でやむを得ず平常日のアルバイトを希望する場合は、担任に申し出て、係・保護者の面談を行った後、会議で審議される。
 - ※ 新入生のアルバイトの許可は、夏季休業中からとする。